



通関はフランスで

企業向け措置 40

フランスの税関は企業へのサービスを
優先課題と位置づけています



通関はフランスで

フランスの税関は企業へのサービスを 優先課題と位置づけています

欧州連合新税関法典の2016年5月1日実施を控えて、フランス税関は企業支援計画を開始します。

税関の目標はフランスの物流プラットフォームの国際市場におけるシェアを高めることです。またリスク管理と貿易円滑化を両立させる戦略によりフランスを世界貿易における主要なプレイヤーとすることでもあります。

これら目標を踏まえて、フランス税関は変わりつつある環境に対応するべく革新を続けます。企業の側に立って、サプライチェーンの各事業者がこうした変化に対応できるよう、競争力維持を可能にする手続を提供します。

税関は今日フランスの魅力向上に直接、企業成長とフランス経済成長の加速器とます。

企業向けサービスを説明する「税関エキスパートのツール・ド・フランス」に引続き、通関を取巻くサプライチェーン関連業務をフランスで発展させ、富と雇用の創出を目指すために、向こう3年間に亘って実施する40の具体的措置を打ち出しました。

数値目標、種々の通関サービス、質的向上の取組からなるこの企画は、欧州における新税関規則導入を機会に、フランスのパフォーマンス向上を目指します。

貿易に高いセキュリティを維持しつつ、手続きの簡素化・最適化、通関コストと時間の節約、企業の国際化支援のために、税関を総動員します。

認定経済事業者 AEO の資格を取得した企業には優遇措置を用意して、フランス税関は国際貿易を担う企業。

目次

1	輸出入通関手続きの簡素化と最適化	5
	■ フランス税関は単一窓口方式を採用	5
	■ フランス税関はデジタル化を推進	6
	■ フランス税関は事業者の物流を安全にする	7
2	企業にコスト削減と時間節約を	9
	■ フランス税関は、フランス国内での生産を奨励します	9
	■ フランス税関は通関手続きを円滑化	10
3	企業の国際化を支援	13
	■ フランス税関は企業を支援	13
	■ フランス税関は企業との対話を強化	14
	■ フランス税関は全部局を企業のために動員	16

1

輸出入通関手続きの 簡素化と最適化



フランス税関は単一窓口方式を採用

措置 1 — 欧州連合税関法典 (UCC) 導入を機会に、通関手続きは一つの官署で集中通関することを許可

複数の国境通過地点場合でも、税関への申告手続きは一つの官署で一括処理されます。この集中通関により事業者は費用を節約し物流を円滑化することができます。集中通関は税関と事業者間をリアルタイムで繋ぐ情報システムに支えられます。

措置 2 — 国境通過時の手続きにおいて国内単一窓口方式 (GUN) を発展させる

フランス税関は国内単一窓口化を進め、国際物流管理におけるベンチマーク行政機関としての役割を強化していきます。

国内単一窓口 (GUN) により、セキュリティが確保された税関のインターネットサイト <https://pro.douane.gouv.fr> で企業が手続きを済ませることが可能になり、特定の規制下に置かれた物品 (戦略的製品、動物由来の製品等) 通関時に15の行政機関から要求される許可証・ライセンス・証明書等を提出に行く必要はなくなりました。税関のアプリケーションと各担当省庁のアプリケーションの相互接続が、通関手続きを全て電子化することを可能にします。情報システムの互換性確保により、企業は時間と費用を節約し、同時に安全な手続きを利用できるでしょう。

措置 3 — 企業アドバイス班 (CCE) を強化

フランス税関は地方の事業者の質問に答える広範な助言サービスを提供します。CCE は税関の各地方支部に設置されています。地域の中小企業や中堅企業の需要に応えサポートするもので、事業者にとって CCE は 単一問い合わせ窓口となります。CCE のネットワークは、地方の国際化を支援する政府州レベルの措置と連携しつつ、重要な経済圏を含むかたちで徐々に拡充していきます。

措置 4 — 国際貿易の大手企業 (フランスの集中通関の75%) 向けに、大口アカウント・サービスを開設

2016年から徐々に大口アカウント・サービスは大企業の単一窓口となり、迅速で効果的、かつ大企業に適した手続を保証します。

事業者には、通関に関連する許可書申請・発行手続について個別化されたアドバイスとフォローアップが提供されます。事業の特殊性を考慮して一貫性のあるかたちで通関手続が処理されます。

措置 5 — 単一の電話番号から税関の全てのサービスに繋がる

フランス税関は事業者の質問に迅速に答えるために、2016年に記憶しやすい番号 (0 811 XX XX XX) の電話サービスを開始します。またモバイル・サイト douanefrance.mobi とインターネットサイトに、税関情報サービス Infos Douane Service からの無料コールバック・サービスを導入します。



フランス税関はデジタル化を推進

措置 6 — 税関への許可申請を完全電子化

オンライン・サービス SOPRANO (事業者デジタル許可管理合理化ソリューション) により、フランス税関は事業者に対し、単一ポータルでどのような手続でもできる総合サービスを目指します。SOPRANO は税関許可書審査・発行・フォローアップを提供するオンライン・サービスで、事業者に対し許可書発行プロセスを全面的に可視化するものです。ディスカッション・スレッド機能も取込まれていますから、税関の担当部署に直にメッセージを送ることができ、事業者と税関のコミュニケーションも簡単になります。SOPRANO は税関のサイト <https://pro.douane.gouv.fr> からアクセスできます。現時点では認定経済事業者 (AEO)、認定輸出業者、拘束的関税情報 (BTI)、特定手続に関する許可について取扱っています。UCC 実施にあたって、フランス税関は2017年末までにほとんどの許可を電子化する予定です

措置 7 — 輸出エクスプレス貨物の手続きを全て電子化

輸出においては、エクスプレス貨物業者固有の通関手続きがありますが、これは現在書類提出で行われています。2016年半ばには DELTA-X オンライン手続きに輸出手続きも追加され、税関申告の電子化はます。輸出エクスプレス貨物の通関手続きの簡素・迅速化により、事業者には物流に高いセキュリティを維持しつつ時間を節約することを可能にします。輸出エクスプレス貨物手続き電子化により、フランス税関はどのような商品タイプやフローでも処理できる単一の申告手続きアプリケーションを提供することになります。

措置 8 — 通関に関わる支払いの100%電子化を目指す

オンライン・サービスの全面的実施とともに、納税手続きも電子化されます。現時点では関税と付随する税の70%がオンラインで支払われています。電子化は税関が徴収する税全般に徐々に拡大され、2018年には企業も個人もカバーする予定です。

措置 9 — 通関手続き100%電子化へ向けて

総合電子化率は現在86%です。

フランス税関の目的は効果的なオンライン・サービスを保証しつつ、ほぼ100%に拡大することです。国内単一窓口 (GUN) (措置2を参照) の展開と DELTA-X (措置7を参照) の拡大も電子化を推進することとなります。



フランス税関は事業者の物流を安全にする

措置 10 — 認定輸出事業者の数を50%増やす

認定輸出事業者となった事業者は、通関書類に記載する物品の特恵原産地を自己証明することができます。時間と費用の節約はもとより、一部の国との貿易ではこの資格が不可欠です (例えば韓国)。フランス税関はこの資格取得を奨励します。向こう3年間で認定数を50%増加します。

措置 11 — 第三国との貿易に占める認定経済事業者 (AEO) の割合を80%に

国際貿易に従事する事業者との良好な関係フランス税関は事業者の信頼性を証明する認定証を発行します。特に輸出において、認定事業者は税関規則とセイフティ・セキュリティ面での規則を遵守する信頼できるパートナーと認識されます。

貿易のセキュリティを強化しつつ企業の競争力を高めるために、フランス税関は、認定経済事業者 (AEO) による輸出入が貿易に占める比率を高め、2018年には第三国との貿易の80%が認定事業者によるものとなるよう、認定事業者数を増加します。

措置 12 – 年1万件以上の拘束的情報 (BTI BOI VA) を発行する

フランス税関は通関手続きのセキュリティを確保するいくつかのツールを企業に無料で提供しています。

- 拘束的関税情報 (BTI、関税分類に関する決定)。税関は商品の分類について決定し、ひいては適用される関税率について約束します。
- 拘束的原産地情報 (BOI)。サプライチェーン・マップと製造法に基づいて物品の原産地を認定します。
- 関税額通知書 (VA) は税関が税額について約束するものです。

現在約4万の拘束的情報が有効です。フランス税関は向こう3年間にわたって毎年1万件の拘束的情報を発行することを約束します。

措置 13 – フランス税関が提供する情報の確実性

フランス税関は事業者への回答の質と信頼性を保証します。フランスの税法に関して税関がその解釈を通達として公開している場合、事業者はそれに基づいて手続きをしたならばそれは有効であると主張できます。また実際に生じた状況についてフランス税関が法令に基づいて正式な判断を下した場合も同様です。この規定は税関検査と間接税に関する二つの憲章に記載されています。欧州連合の拘束的情報制度による法的確実性に加えて、フランスの国内規定は税関と企業の間で安心できる関係を打ち立て、事業者から見て通関を取巻く予見性を高めるものです。

措置 1 ~ 13

- 1 欧州連合税関法典 (UCC) 導入を機会に、通関手続は一つの官署で集中通関することを許可
- 2 国境通過時の手続きにおいて国内単一窓口方式を発展させる
- 3 企業アドバイス班 (CCE) を強化
- 4 国際貿易の大手企業 (フランスの集中通関の75%) 向けに、大口アカウント・サーピスを開設
- 5 単一の電話番号から税関の全てのサービスに繋がる
- 6 税関への許可申請を完全電子化
- 7 輸出エクスプレス貨物の手続きを全て電子化
- 8 通関に関わる支払いの 100 % 電子化を目指す
- 9 通関手続き 100% 電子化へ向けて
- 10 認定輸出事業者の数を 50% 増やす
- 11 第三国との貿易に占める認定経済事業者 (AEO) の割合を 80% に
- 12 年1万件以上の拘束的情報 (BTI BOI VA) を発行する
- 13 フランス税関が提供する情報の確実性

2

企業にコスト削減と 時間節約を



フランス税関は、フランス国内での生産を奨励します

措置 14 — 保証金免除を拡大し、毎週6億ユーロの保証金免除を提供す

認定経済事業者 (AEO) となった企業に、通関手続を容易にし且つ簡素化する具体的な措置をフランス税関は提供します。認定経済事業者 (AEO) の資格は包括保証金免除を受け易くするので資金の節約になり、トランジット・コストを軽減します。現在保証金の節約は週2億ユーロ以上に上ります。目標は2018年に週6億ユーロを達成することです。

措置 15 — 関税賦課一時停止措置により3億ユーロの節税を実現

EU 域内で入手できない粗製品や半製品を輸入し欧州域内で加工するために、ブリュッセルの欧州当局に関税賦課一時停止措置を求めるフランス企業の利益をフランス税関は守ります。今後2018年までにこの措置を通じてフランス企業が3億ユーロの節約をできることをフランス税関は目標とします。

措置 16 — コンテナ貨物については代替輸送手段 (河川・鉄道) を促進

フランス税関は コンテナ貨物については河川貨物船輸送や鉄道輸送を促進します。

その一環として、国内の港湾・空港プラットフォームの物流先を多様化するために河川港湾通関手続や 鉄道港湾通関手続きを発展させます。この措置はまた、環境に配慮しつつ経済的な輸送方式の促進をも目的とします。

措置 17 – 自由貿易協定による関税引下げ

自由貿易協定は企業が新たな国際市場にアクセスすることを可能にします。輸出においては仕向国で関税や非関税障壁の引下げ・廃止を取付けることができます。

輸入では優遇関税が適用され、企業のソーシング最適化が可能になります。

措置 18 – 少なくとも1000の事業者に付加価値税 (VAT) 自主控除を認める

輸出入・通関のフランスへの移動を促進し、また新規の事業者を誘致してフランスの物流プラットフォームの魅力を高めるために 2014 年に打ち出された主要措置の一つに、付加価値税 (VAT) 自主控除制度があります。この措置により、企業は輸入品にかかる付加価値税を、売上申告時に仕入支払 VAT として控除することが可能になります。これは PDU (単一官署通関手続) を認められた事業者全てが利用できます。このコスト低減につながる簡素化制度を1000の企業が利用できるようにすることを目標としています。



フランス税関は通関手続きを円滑化

措置 19 – 5分未満通関達成率95%超を目指す

2014年末、物品停止時間は平均で4分7秒でした。2018年に向けてフランス税関が設定した目標は通関申告の95%以上を5分未満で終了することです。

措置 20 – フランス税関の情報システムとサプライチェーン関係者の情報システムの接続を促進する

サプライチェーンに介入する種々の事業者間の通信の信頼性向上を目的として、関連事業者(メーカー・輸入業者・輸出業者・荷送者・倉庫会社・船会社・物流会社・通関事業者等)間におけるコミュニケーション最適化を図るための情報システム相互接続をフランス税関は奨励し、これは通関手続円滑化を通じてサプライチェーンの安全を確保することにつながります。

サプライチェーンに関わる者としてフランス税関は、フランスのにおける物品追跡性向上と競争力強化のために、港湾と空港の CCS (貨物共同体システム) プロジェクトを支援します。

措置 21 — 認定経済事業者 (AEO) となった企業には差別化した待遇を用意する

認定経済事業者 (AEO) となった企業には優遇措置を用意し、申告書は優先的に処理し、また物流における検査負荷を軽減します。

措置 22 — 認定経済事業者 (AEO) となった企業については、検査地決定において企業側の制約を考慮する

認定経済事業者 (AEO) となった企業はコスト節約のために、税関検査物品がフランス国内に入る地点ではなく、別の税関官署に移送して実施するよう申請できます。

選択した通関地は事業者の組織上の都合に合うものとなるでしょう。申請は前もって簡単に行うことができ、認定経済事業者 (AEO) の認定書を取得してすぐに可能です。

措置 23 — 認定経済事業者 (AEO) の資格取得時に認証された情報を再利用することにより、他の資格申請時のオーデイトを簡素化する

認定経済事業者 (AEO) 認定におけるつかの基準は、税関が出す別の許可証の発行要件と共通しています。また他の行政機関が発行する資格要件とも共通することがあります。簡素化を目指してフランス税関は認定経済事業者 (AEO) の資格と他の認定制度を近づけるプロジェクトをいくつも進めてきました。これらのプロジェクトは資格を付与する当局間の協力を容易にし、また信頼できる事業者を何度も煩わせることを避けることを目的とするものです。

この簡素化措置は、民間航空総局が発行する「既知の荷送人」や認定エージェントの制度で実施されており、共通の基準については相互認証され、新たなオーデイトは行われないので時間の節約になります。同様の方式が、認定経済事業者 (AEO) の資格と港湾施設安全認可 (ISPS)、化学前駆体に関する規則、汎用品 (DUG) 輸出ライセンスについても検討されています。

措置 24 — フランス或いは貿易相手国で認定経済事業者 (AEO) となった企業の輸出入を円滑化

フランス税関は貿易円滑化を促進しつつ物流チェーンのセイフティ・セキュリティを重視します。この二つの課題に対応するため、欧州連合は主要貿易相手国 (特に米国・日本) と相互認証協定 (MRA) を結んでいます。フランスの物流プラットフォームの魅力を向上するため、フランスで通関することを希望する企業には、認定経済事業者 (AEO) と認定された企業と同様の優遇措置を提供します。

措置 25 — 貿易安全保障に関する国際的な新たな要件を満たしつつ、さらなる貿易円滑化を

新しい UCC 制度により輸入管理制度 (ICS) の適用範囲が拡大され、フランス税関は自動ターゲティングの範囲を拡充することが可能となり、最もセンシティブな貨物に注力して、合法的な貨物の流れは円滑化していきます。

措置 14 ～ 25

- 14 保証金免除を拡大し、毎週6億ユーロの保証金免除を提供する
- 15 関税賦課一時停止措置により3億ユーロの節税を実現
- 16 コンテナ貨物については代替輸送手段 (河川・鉄道) を促進
- 17 自由貿易協定によ関税引下げ
- 18 少なくとも1000の事業者に付加価値税 (VAT) 自主控除を認める
- 19 5分未満通関達成率95%超を目指す
- 20 フランス税関の情報システムとサプライチェーン関係者の情報システムの接続を促進する
- 21 認定経済事業者 (AEO) となった企業には差別化した待遇を用意する
- 22 認定経済事業者 (AEO) となった企業については、検査地決定において企業側の制約を考慮する
- 23 認定経済事業者 (AEO) の資格取得時に認証された情報を再利用することにより、他の資格申請時のオーデイトを簡素化する
- 24 フランス或いは貿易相手国において認定経済事業者 (AEO) となった企業の輸出入を円滑化
- 25 貿易安全保障に関する国際的な新たな要件を満たしつつ、さらなる貿易円滑化を

3

企業の 国際化を支援



フランス税関は企業を支援

措置 26 — 企業の国際業務の信用度を高めるために「税関国際パッケージ」とそのロゴを作る

「税関国際パッケージ」は フランス税関から認識された事業者であることを明示して事業者の国際的な信用度を高めるために、税関が提供する利点を一セットにしたものです。このパッケージはまた、企業が税関と信頼関係を持っていることの証ともなり、企業はこのパッケージのロゴを営業文書に表示することができます。

措置 27 — 欧州連合税関法典 (UCC) の利点を説明するために全国を廻る税関エキスパートの「ツール・ド・フランス」

2013年に開始した税関エキスパートの「ツール・ド・フランス」は、コスト削減・時間節約・手続簡素化を可能にするフランス税関の制度を企業に説明する企画として知られています。

パリとフランス各地で開催されるイベントでは、パネル・ディスカッション、ワークショップ、個別相談会が行われます。

税関規則でどのような制度が利用できるか、そして国際貿易に関する規定の最近の変化について企業に情報を提供する機会となります。フランス税関はこのような説明会をフランス全国で展開し、今後も企業に対し、税関規則が提供する利点、とりわけ2016年5月1日から実施される欧州連合税関法典 (UCC) について説明していきます。

措置 28 – 税関規則について企業に助言する

税関規則には企業に有利な規定が数多く盛り込まれています。企業がこのような規定を利用できるように、必要な支援を提供することをフランス税関は重視しています。エキスパートによる助言は、地方レベルでは CCE (エキスパート相談員班) が、全国レベルでは大口アカウント・サービスが担当します。

2018年に向けての目標は2万の企業の個別相談に応じることです。

措置 29 – 企業のための通関教育計画を展開。専門教育を受けた人員の数を2倍に

フランス税関は、大学・技術短期大学・産別団体等50のパートナー機関と32の契約を交わし、通関エンジニアリングについて学んだ物流技術者や通関専門職員の数を2倍にするために税関教育計画を進めています。この枠組みにおいてフランス税関は2018年までに1万8000人の教育に貢献します。

またフランス税関は、企業において国際業務・物流に携わる職員や通関専門業者向けのオンライン講座制作も検討します。



フランス税関は企業との対話を強化

措置 30 – フランス税関と国際貿易事業者間の対話の場としての「税関-企業フォーラム」を充実

「税関-企業フォーラム」は企業との対話を深めることを主眼とし、以下を基本とします。

- 大きな税関改革前に意見交換をする
- 今後の課題についての予見性
- サプライチェーン参加者と定期的に会合する

このフォーラムは正にフランス税関と企業のパートナーシップを具体化するものとして、毎年優先課題をリストアップし (UCC の開始、通関事業者の地位変更等)、「税関-企業フォーラム」でのテーマとしていきます。テーマ毎に作業部会が設置され、民間業者、種々の貿易関連パートナー機関、税関の担当部局が参加します。こうした話合により、税関における改革事項について、事業者のニーズをできるだけ早い時期から考慮に入れながら準備することが可能となるでしょう。

定期会合の時期と話合いのテーマを記したアジェンダが作成され、また専門のホームページがネット上に開設されます。

措置 31 — 税関の活動を透明に

フランス税関は、経済的パフォーマンスについての指標を定期的に公表します¹。またオープンデータとしてのデータ共有を進めます。

税関がまとめるデータの可視性をオープンデータにより高め、これらデータを再利用して価値を高めたり解釈を加えたりして、一般の利益となる情報を発信することが可能となります。

こうした透明化は、通関手続、貿易統計、世界的なランクにおけるフランスの地位について、ユーザーの知識を深めることを目的とします。

措置 32 — 認定経済事業者となった企業のクラブ結成を奨励

フランス税関は、認定経済事業者となった企業のクラブを結成し、この制度が良好に機能するよう見守っていくことを提案します。このクラブは事業者間の交流と場となり、ベスト・プラクティス共有等を可能とするでしょう。このクラブのメンバーとなる認定経済事業者はフランス税関の最新情報を優先的に受取ることになります。

措置 33 — 税関-専門企業クラブ結成を奨励

このようなクラブが結成された業種では、創設されたクラブは業種の特殊性を考慮に入れて企業を支援していきます。

クラブは業種毎に（メーカー・生産者・輸入業者・輸出業者・荷送者・倉庫業者・輸送業者・物流業者・通関事業者等）その業種の事業者と税関代表者で構成され、企業ニーズに適応し、且つ通関・税務手続のセキュリティを確保したソリューションを共に検討・企画していきます。

措置 34 — 税関との関係簡素化を目的として認定経済事業者（AEO）側が取るイニシアティブを支持する

フランス税関は企業とのパートナー関係を強化し、事業者内に導入されたツールのセキュリティ確保のために、新たな簡素化を可能とする企業発案プロジェクトに協力します。

措置 35 — UCC で計画されている簡素化手続きのパイロット計画を実施（自己査定、「申告者の記録による申告」）

欧州連合税関法典（UCC）では輸出入手続処理を簡素化する措置をいくつも予定しています。これは認定経済事業者（AEO）に、通関業務の一部を帳簿記入等の社内手続で申告に替えたり、課税額を社内で算定すること等を許可し、認定経済事業者（AEO）の身分を強化するものとなります。この新枠組においては、パイロット計画を作成して実験的に試み、詳細な実施方式を検討していきます。

¹ <http://www.douane.gouv.fr/services/datadouane>



フランス税関は全部局を企業のために動員

措置 36 — 国際貿易の変化を税関の組織・作業方式に折込む

フランス税関は、貿易円滑化を推進しつつ輸出入のセキュリティを確保すべく、その作業方式を常時適応させながら任務を遂行しています。

そうした中で税関は専門チームを設置し、事業者のニーズに応える高度な専門知識を提供します。業種別に特化した通関手続専門知識センターが 2017 年から創設されます。

またエネルギーに特化した専門チームを2018年に設置します。

措置 37 — 税関職員のサプライチェーンに関する知識を強化する研修

絶間ない変化の中に置かれた税関職員の能力をサプライチェーンの特殊性とその変化に常に適応させていくために、野心的な教育訓練を策定します。

他の公務員に比べて2倍の研修時間を税関は職員の教育に充てます。このような努力の維持と並行して、フランス税関職員の専門知識をさらに向上させる新作業方式についての研修プログラムが策定されます。

措置 38 — フランス税関のパフォーマンスを改善する革新的ソリューションを求めて戦略的情報収集を強化する

戦略的情報収集の強化は以下を目的とします。

- 国際貿易関連の変化を先取りする
- 税関のパフォーマンス改善
- 能力強化
- 革新的な手法、新しいツール、新技術を見つける

情報収集は、セキュリティ確保する、不正摘発といった組織的テーマを優先軸として進められます。

措置 39 — 税関アタッシェのネットワークをフランス企業のために動員

世界各国のフランス大使館に派遣された税関アタッシェは以下を目的とする活動を展開します。

- 国際貿易に携わる事業者の問い合わせに応じ、助言・情報を提供する
- アタッシェの管轄下にある国・地域とフランスとの貿易その他の関係に適用される税関規則について企業に情報提供する
- 企業の通関問題の解決を助ける
- 輸出パートナーやフランスの在外機関が取組む促進活動に参加する

措置 40 – 税関業務の質に関する新しいコミットメントを定義する

税関エキスパートの「ツール・ド・フランス」が評価されて2014年度「フランス品質パフォーマンス賞」を受賞したフランス税関は、事業者向けサービスの質をさらに向上・充実させる新目標を設定しました。以下を促進する取組を進めます。

- ユーザーのニーズに対応した支援サービス
- 導入される手続きをより分かりやすく
- 基準へのアクセス改善
- 既存オンライン・サービスを充実

措置 26~40

- 26 企業の国際業務の信用度を高めるために「税関国際パッケージ」とそのロゴを作る
- 27 欧州連合税関法典 (UCC) の利点を説明するために全国を廻る税関エキスパートの「ツール・ド・フランス」
- 28 税関規則について企業に助言する
- 29 企業のための通関教育計画を展開。専門教育を受けた人員の数を2倍に
- 30 フランス税関と国際貿易事業者間の対話の場としての「税関-企業フォーラム」を充実
- 31 税関の活動を透明に
- 32 認定経済事業者となった企業のクラブ結成を奨励
- 33 税関-専門企業クラブ結成を奨励
- 34 税関との関係簡素化を目的として認定経済事業者 (AEO) 側が取るイニシアティブを支持する
- 35 UCC で計画されている簡素化手続きのパイロット計画を実施 (自己査定、「申告者の記録による申告」)
- 36 国際貿易の変化を税関の組織・作業方式に折込む
- 37 税関職員のサプライチェーンに関する知識を強化する研修
- 38 フランス税関のパフォーマンスを改善する革新的ソリューションを求めて戦略的情報収集を強化する
- 39 税関アタッシェのネットワークをフランス企業のために動員
- 40 税関業務の質に関する新しいコミットメントを定義する

税関・間接税総局

情報・広報室

11, rue des Deux Communes
93558 MONTREUIL Cedex



www.douane.gouv.fr



[@douane_france](https://twitter.com/douane_france)



iPhone・Android サイト : douanefrance.mobi



2015 年9月



web : douane.gouv.fr